

# ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します

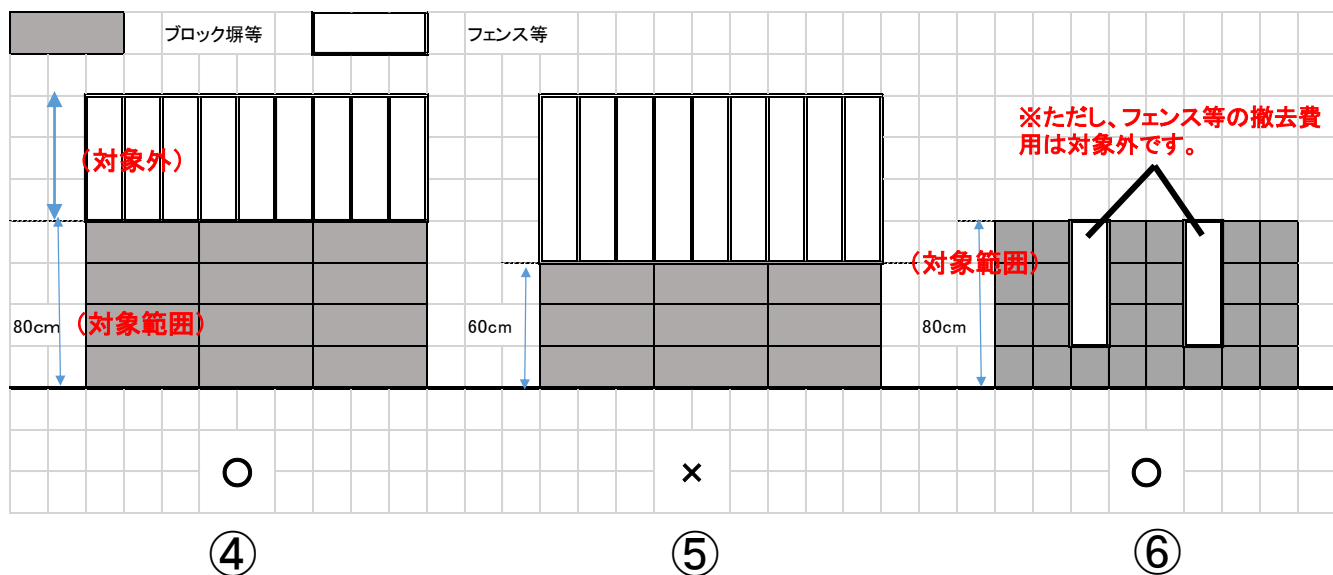
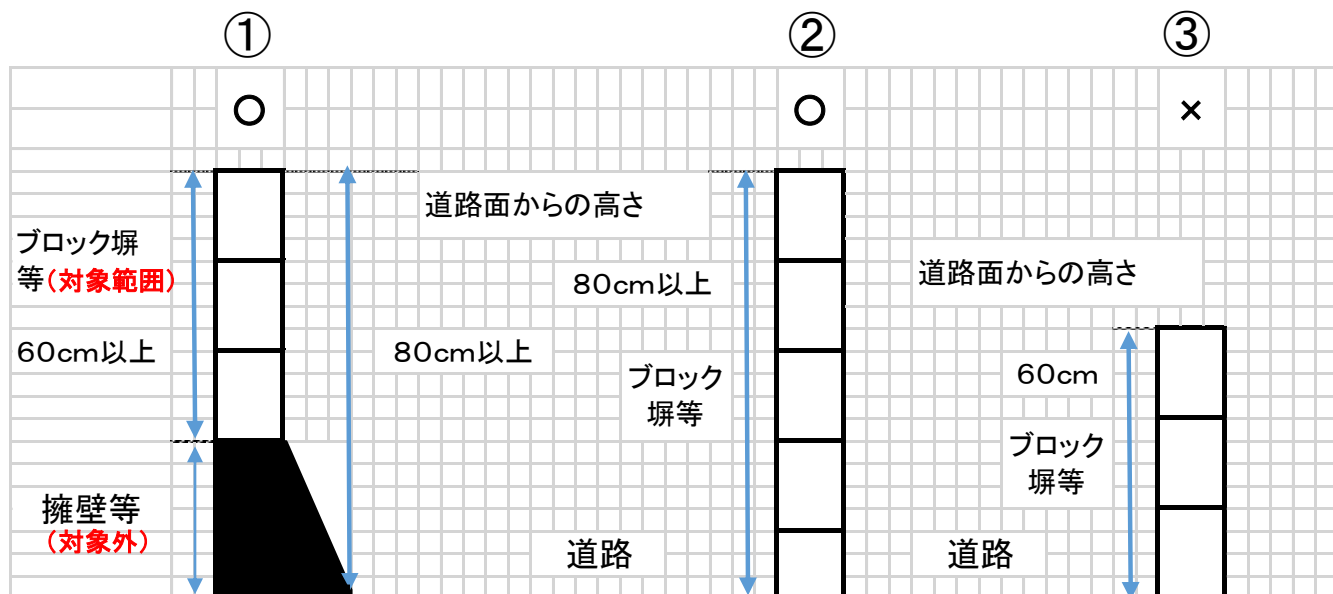
## 支援の目的

地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、補助するものです。

## 対象となるブロック塀等

1. 国道、県道、町道及び嘉島町が管理する道路（避難路沿道等）に面する危険なブロック塀等  
※避難路沿道等とは、避難路の沿道または避難地に隣接する敷地をいう（通学路は避難路に含む）  
※既に撤去されたブロック塀等は補助対象外となります。
2. ブロック塀等自体が面する道路等からの高さが80cm以上のもの（ブロック塀等のみ、ブロック塀等＋フェンスの場合、下図②、④、⑥）または、擁壁等＋ブロック塀等の高さが80cm以上かつ、ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの（下図①）（フェンス等の撤去費用は対象外です。）
3. 町が、安全対策が必要と評価したもの

## （考え方；例）



## 補助の対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

1. 避難路沿道等に面する危険なブロック塀等の所有者
2. 町税を滞納していない者

## 補助金額

①または②のどちらか低い額

①20万円

②補助対象となるブロック塀等の総延長(m) × 1.2万円/m

## 申請時の添付書類

①補助金交付申請書

※代理人が請求する場合は、委任状も提出

②補助対象事業実施計画書

③町税滞納有無調査承諾書

④対象工事の見積書の写し

⑤位置図、現況写真

⑥敷地の所有者が分かるもの(名寄帳兼課税台帳等)

⑦補助事業実施に係る承諾書

※所有者が一人であり申請者となる場合は提出不要

⑧撤去計画図

⑨点検表

## 申請受付期間

○期 間 令和7年5月7日(水)～令和7年11月28日(金)  
(土曜、日曜、祝日を除く。)

・お問い合わせ先 嘉島町役場建設課管理係 237-2619(直通)